

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第 5 号

### 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「法別表第 2 に規定する地方税関係情報」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第 2 に規定する医療保険給付関係情報」を「医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第 2 に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報」に、「法別表第 2 に規定する児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表 3 の項中「法別表第 2 に規定する障害者自立支援給付関係情

報（以下「障害者自立支援給付関係情報という。」）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に、「法別表第2に規定する障害者関係情報以下（障害者関係情報）という。」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表5の項中「法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同表12の項中「法別表第2に規定する住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。